

国立大学法人岩手大学令和2年型年俸制適用職員給与規則

令和2年3月26日 制定
令和7年1月30日 最終改正

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第3条の規定に基づき、年俸制の適用を受ける職員（国立大学法人岩手大学年俸制適用職員給与規則の適用を受ける者（以下「旧年俸制適用職員」という。）を除く。以下「令和2年型年俸制適用職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 令和2年型年俸制適用職員の給与に関して、この規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）の定めるところによるほか、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）、人事院規則等を準用する。

(適用範囲)

第3条 この規則は、就業規則第4条に掲げる教員（附属学校教員を除く。）のうち、次の各号に掲げる教員に適用する。

- 一 令和2年4月1日以降に採用された教員（他の国立大学法人等において、年俸制導入促進費が措置された者から引き続き採用された者を除く。）
- 二 国立大学法人岩手大学職員給与規則（以下「給与規則」という。）に定める教育職俸給表（一）の適用を受ける教員（以下「月給制適用職員」という。）のうち、この規則による年俸制の適用を受けることについて同意した教員
- 三 旧年俸制適用職員のうち、この規則による年俸制の適用を受けることについて同意した教員（他の国立大学法人等において、年俸制導入促進費が措置された者から引き続き採用された者で、この規則による年俸制の適用を受けることについて同意した者を含む。）

(給与の種類)

第4条 令和2年型年俸制適用職員の給与は、年俸、俸給の調整額、諸手当及び退職手当とする。

2 年俸は、基本給及び業績給により構成する。

(基本給)

第5条 令和2年型年俸制適用職員の基本給は、別表第1の基本給表に掲げる基本年俸額とし、その12分の1の額を基本年俸月額とする。

2 令和2年型年俸制適用職員の受ける基本給は、職位に応じて基本給表に定める号俸の額とする。

(号俸の決定)

第6条 学長は、新たに令和2年型年俸制適用職員となった教員の号俸について、その教員の学歴、業績及び経験年数等を勘案して、基本給表に定める号俸により決定する。

2 前項の規定にかかわらず、特に顕著な業績を有する者で、学長が必要と認める場合は、最

高号俸を超えて決定することができる。

- 3 雇用契約期間が1年に満たない場合又は計算期間が1年に満たない場合における年俸は、号俸により決定される年俸を基準とし、当該期間に応じて決定する。

(号俸の改定)

第7条 学長は、令和2年型年俸制適用職員の号俸について、1月1日から12月31日までの1年間におけるその者の勤務成績に応じて、別表第2に掲げる評価区分に応じた反映基準により、毎年1月1日に改定することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、1月1日における在職期間が1年に満たない者の別表第2に掲げる評価区分は、「B(良好・標準)」の区分を基本とし、在職期間に応じて、毎年1月1日に号俸を改定することができる。

- 3 令和2年型年俸制適用職員の号俸の改定は、その属する職位における最高の号俸を超えて行うことができない。ただし、特に顕著な業績を有する者で、学長が必要と認める場合は、最高号俸を超えて改定することができる。

(昇格)

第8条 令和2年型年俸制適用職員が就業規則第13条の規定により昇任した場合は、上位の職位の基本給に昇格させることができる。

(降格)

第9条 令和2年型年俸制適用職員が就業規則第14条の規定により降任した場合は、下位の職位の基本給に降格させることができる。

(業績給)

第10条 令和2年型年俸制適用職員の業績給は、期末手当相当額、勤勉手当相当額及び外部資金獲得加算額を合算して得た額とする。

(期末手当相当額及び勤勉手当相当額)

第11条 期末手当相当額及び勤勉手当相当額は、6月1日及び12月1日の基準日にそれぞれ在職する令和2年型年俸制適用職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した教員(給与規則第41条第3項第2号に定める教員を除く。)についても同様とする。

- 2 期末手当相当額及び勤勉手当相当額の支給に当たっては、給与規則第41条及び第42条の規定を準用する。

- 3 勤勉手当相当額については、直近の教員評価結果に応じて、別表第3の業績評価区分に応じた反映率を乗じて得た額とする。

- 4 前項の規定にかかわらず、在職期間が1年に満たない者、産前・産後の特別休暇、育児休業若しくは介護休業等により教員評価を受けることができなかった者の別表第3に掲げる業績評価区分は、「B(良好・標準)」の区分を基本とし、在職期間に応じた勤勉手当相当額とする。

(外部資金獲得加算額)

第12条 外部資金獲得加算額は、令和2年型年俸制適用職員が外部資金獲得により岩手大学に多大な貢献があった場合に支給する。

2 外部資金獲得加算額に関し必要な事項は、別に定める。

(俸給の調整額)

第13条 令和2年型年俸制適用職員の俸給の調整額は、給与規則別表第11に掲げる勤務箇所に勤務する教員に支給する。

2 俸給の調整額は、第11条に規定する期末手当相当額及び勤勉手当相当額、第14条に規定する諸手当のうち、地域手当、広域異動手当、超過勤務手当、休日給及び第15条に規定する退職手当の計算の基礎とする。

3 俸給の調整額は、給与規則第19条の規定を準用する。

(諸手当)

第14条 令和2年型年俸制適用職員の諸手当は、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、広域異動手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、両住まい手当、介護又は子の養育移動手当、職務付加手当、クロスアポイントメント手当、テレワーク手当、助教講義担当手当、超過勤務手当、休日給、管理職員特別勤務手当、入試手当及び寒冷地手当とする。

2 前項の諸手当は、給与規則の規定をそれぞれ準用する。

(退職手当)

第15条 令和2年型年俸制適用職員の退職手当の支給に関し必要な事項は、国立大学法人岩手大学職員退職手当規則の定めるところによる。

(給与の計算期間及び支給)

第16条 年俸の計算期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、第7条の規定による号俸改定があった場合はこの限りでない。

2 基本給は、基本年俸月額を毎月支給する。

3 令和2年型年俸制適用職員が月の途中で採用又は退職したときの給与は日割計算により支給し、退職の日の翌月以降の基本年俸月額は支給しない。

4 期末手当相当額及び勤勉手当相当額の支給日は、給与規則第41条及び第42条の支給日の規定を準用する。

5 外部資金獲得加算額の支給日は、6月30日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日とする。

6 諸手当の支給日は、給与規則の諸手当の支給日の規定を準用する。

(教員評価)

第17条 教員評価に関し必要な事項は、「岩手大学教員評価指針」の定めるところによる。

(同意)

第18条 第3条第2号又は第3号の規定により、月給制適用職員又は旧年俸制適用職員からこの規則による年俸制の適用を受けることについて同意した教員については、当該教員から別紙様式1による同意を得なければならない。

(給与規則の準用)

第19条 令和2年型年俸制適用職員の給与に関する事項については、この規則に定めるもの

のほかは、給与規則の規定を準用する。

(雑則)

第20条 この規定に定めるもののほか、令和2年型年俸制適用職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日において、組織検討委員会の了承に基づく教員公募によりこの規則以外の給与規則が適用されることとなる者で、第3条第1号に該当する者にあつては、この規則は適用しない。ただし、この規則による年俸制の適用を受けることについて同意した者は、この限りでない。
- 3 この規則は、月給制適用職員及び旧年俸制適用職員のうち任期が定められている教員で、残任期間が1年未満の者には適用しない。
(月給制適用職員からこの規則による年俸制の適用を受ける教員に異動した場合の基本給の号俸)
- 4 月給制適用職員からこの規則による年俸制の適用を受ける教員に異動した場合の基本給の号俸は、この規則による年俸制に異動した日の前日に受けていた教育職俸給表(一)の級及び号俸(異動した日に昇任等する者にあつては、その者が同日に教育職俸給表(一)が適用される教員とみなした場合に決定される教育職俸給表(一)の級及び号俸)の俸給月額に1.2を乗じて得た額とこの規則による年俸制の基本給表に定める職位に応じた同じ基本年俸額の号俸(同じ基本年俸額の号俸がないときは、直近上位の基本年俸額に対応する号俸)とする。
(旧年俸制適用職員のうち年俸制導入促進費が措置されている年俸制の適用を受ける教員からこの規則による年俸制の適用を受ける教員に異動した場合の基本給の号俸)
- 5 旧年俸制適用職員のうち年俸制導入促進費が措置されている年俸制の適用を受ける教員からこの規則による年俸制の適用を受ける教員に異動した場合の基本給の号俸は、この規則による年俸制に異動した日の前日に受けていた国立大学法人岩手大学年俸制適用職員給与規則(以下「旧年俸制適用職員給与規則」という。)第5条に規定する年俸表に定める号俸の年俸額から年俸制導入促進費、期末手当相当額及び勤勉手当相当額を差し引いた額とこの規則による年俸制の基本給表に定める職位に応じた同じ基本年俸額の号俸(同じ基本年俸額の号俸がないときは、直近上位の基本年俸額に対応する号俸)とする。
(旧年俸制適用職員のうち年俸制導入促進費が措置されていない年俸制の適用を受ける教員からこの規則による年俸制の適用を受ける教員に異動した場合の基本給の号俸)
- 6 旧年俸制適用職員のうち年俸制導入促進費が措置されていない年俸制の適用を受ける教員からこの規則による年俸制の適用を受ける教員に異動した場合の基本給の号俸は、この規則による年俸制に異動した日の前日に受けていた旧年俸制適用職員給与規則第5条に規定する年俸表に定める号俸の年俸額から期末手当相当額及び勤勉手当相当額を差し引いた額とこの規則による年俸制の基本給表に定める職位に応じた同じ基本年俸額の号俸(同じ基本年俸額の号俸がないときは、直近上位の基本年俸額に対応する号俸)とする。
(旧年俸制適用職員からこの規則による年俸制の適用を受ける教員に異動した場合の業績評価区分)

7 旧年俸制適用職員からこの規則による年俸制の適用を受ける教員に異動した場合の第11条第3項に規定する別表第3に掲げる業績評価区分は「B（良好・標準）」の区分を基本とする。ただし、旧年俸制適用職員給与規則第7条第2項第1号に規定する増額については、別途支給する。

附 則

この規則は、令和5年3月7日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和5年10月17日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、改正後の第5条の規定は、令和6年1月25日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、改正後の第14条及び次項の規定は、令和7年1月30日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 この規則による改正後の第5条の規定にかかわらず令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用される基本給表は附則別表のとおりとする。
- 3 この規則の施行に伴う号俸の切替え及び号俸の切替えに伴う在職者調整は、給与規則（令和7年1月30日改正）附則第3項の規定を準用する。

附則別表（附則第2項関係）
基本給表

令和6年4月1日から適用される基本給表

号俵	教授		准教授		講師		助教	
	基本年俸額	基本年俸月額	基本年俸額	基本年俸月額	基本年俸額	基本年俸月額	基本年俸額	基本年俸月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	5,121,600	426,800	4,330,800	360,900	3,831,600	319,300	3,163,200	263,600
2	5,185,200	432,100	4,392,000	366,000	3,883,200	323,600	3,211,200	267,600
3	5,246,400	437,200	4,449,600	370,800	3,931,200	327,600	3,250,800	270,900
4	5,314,800	442,900	4,508,400	375,700	3,974,400	331,200	3,286,800	273,900
5	5,377,200	448,100	4,568,400	380,700	4,018,800	334,900	3,332,400	277,700
6	5,442,000	453,500	4,627,200	385,600	4,062,000	338,500	3,380,400	281,700
7	5,509,200	459,100	4,675,200	389,600	4,102,800	341,900	3,430,800	285,900
8	5,592,000	466,000	4,711,200	392,600	4,140,000	345,000	3,481,200	290,100
9	5,666,400	472,200	4,743,600	395,300	4,177,200	348,100	3,536,400	294,700
10	5,742,000	478,500	4,776,000	398,000	4,215,600	351,300	3,600,000	300,000
11	5,814,000	484,500	4,802,400	400,200	4,256,400	354,700	3,660,000	305,000
12	5,889,600	490,800	4,826,400	402,200	4,304,400	358,700	3,715,200	309,600
13	5,961,600	496,800	4,850,400	404,200	4,345,200	362,100	3,765,600	313,800
14	6,031,200	502,600	4,876,800	406,400	4,383,600	365,300	3,813,600	317,800
15	6,097,200	508,100	4,903,200	408,600	4,417,200	368,100	3,860,400	321,700
16	6,162,000	513,500	4,929,600	410,800	4,449,600	370,800	3,906,000	325,500
17	6,224,400	518,700	4,956,000	413,000	4,479,600	373,300	3,950,400	329,200
18	6,283,200	523,600	4,983,600	415,300	4,507,200	375,600	3,996,000	333,000
19	6,342,000	528,500	5,008,800	417,400	4,537,200	378,100	4,030,800	335,900
20	6,387,600	532,300	5,036,400	419,700	4,568,400	380,700	4,057,200	338,100
21	6,426,000	535,500	5,060,400	421,700	4,599,600	383,300	4,069,200	339,100
22	6,456,000	538,000	5,085,600	423,800	4,630,800	385,900	4,078,800	339,900
23	6,488,400	540,700	5,110,800	425,900	4,660,800	388,400	4,092,000	341,000
24	6,512,400	542,700	5,137,200	428,100	4,688,400	390,700	4,102,800	341,900
25	6,536,400	544,700	5,163,600	430,300	4,716,000	393,000	4,112,400	342,700
26	6,556,800	546,400	5,192,400	432,700	4,742,400	395,200	4,122,000	343,500
27	6,578,400	548,200	5,211,600	434,300	4,770,000	397,500	4,131,600	344,300
28			5,232,000	436,000	4,797,600	399,800	4,141,200	345,100
29			5,252,400	437,700	4,821,600	401,800	4,150,800	345,900
30			5,272,800	439,400	4,844,400	403,700	4,160,400	346,700
31			5,292,000	441,000	4,875,600	406,300	4,170,000	347,500
32			5,314,800	442,900	4,909,200	409,100	4,179,600	348,300
33			5,336,400	444,700	4,930,800	410,900	4,189,200	349,100
34			5,359,200	446,600	4,956,000	413,000	4,198,800	349,900
35			5,383,200	448,600	4,976,400	414,700	4,209,600	350,800
36			5,406,000	450,500	4,994,400	416,200	4,219,200	351,600
37			5,427,600	452,300	5,013,600	417,800	4,228,800	352,400
38			5,450,400	454,200	5,030,400	419,200	4,238,400	353,200
39			5,464,800	455,400	5,043,600	420,300	4,249,200	354,100
40			5,479,200	456,600	5,053,200	421,100	4,261,200	355,100
41			5,496,000	458,000	5,061,600	421,800	4,275,600	356,300
42			5,506,800	458,900	5,070,000	422,500	4,292,400	357,700
43			5,516,400	459,700	5,078,400	423,200	4,306,800	358,900
44			5,524,800	460,400	5,088,000	424,000	4,321,200	360,100
45			5,533,200	461,100	5,095,200	424,600	4,332,000	361,000
46			5,541,600	461,800	5,103,600	425,300	4,341,600	361,800
47			5,550,000	462,500	5,112,000	426,000	4,351,200	362,600
48			5,557,200	463,100	5,119,200	426,600	4,362,000	363,500
49			5,565,600	463,800	5,126,400	427,200	4,375,200	364,600
50			5,572,800	464,400	5,133,600	427,800	4,386,000	365,500
51			5,576,400	464,700	5,140,800	428,400	4,396,800	366,400
52					5,148,000	429,000	4,405,200	367,100
53					5,155,200	429,600	4,416,000	368,000
54					5,162,400	430,200	4,428,000	369,000
55					5,169,600	430,800	4,438,800	369,900
56					5,176,800	431,400	4,448,400	370,700
57					5,184,000	432,000	4,458,000	371,500
58					5,191,200	432,600	4,467,600	372,300
59					5,193,600	432,800	4,477,200	373,100
60							4,486,800	373,900
61							4,495,200	374,600
62							4,504,800	375,400
63							4,515,600	376,300
64							4,526,400	377,200
65							4,537,200	378,100
66							4,549,200	379,100
67							4,561,200	380,100
68							4,573,200	381,100
69							4,585,200	382,100
70							4,597,200	383,100
71							4,603,200	383,600

別表第 1 (第 5 条関係)
基本給表

号俵	教授		准教授		講師		助教	
	基本年俸額	基本年俸月額	基本年俸額	基本年俸月額	基本年俸額	基本年俸月額	基本年俸額	基本年俸月額
職位	円	円	円	円	円	円	円	円
1	5,592,000	466,000	4,743,600	395,300	4,102,800	341,900	3,163,200	263,600
2	5,690,400	474,200	4,776,000	398,000	4,140,000	345,000	3,211,200	267,600
3	5,791,200	482,600	4,802,400	400,200	4,177,200	348,100	3,250,800	270,900
4	5,889,600	490,800	4,826,400	402,200	4,215,600	351,300	3,286,800	273,900
5	5,984,400	498,700	4,850,400	404,200	4,256,400	354,700	3,332,400	277,700
6	6,074,400	506,200	4,876,800	406,400	4,304,400	358,700	3,380,400	281,700
7	6,162,000	513,500	4,903,200	408,600	4,345,200	362,100	3,430,800	285,900
8	6,246,000	520,500	4,929,600	410,800	4,383,600	365,300	3,481,200	290,100
9	6,322,800	526,900	4,956,000	413,000	4,417,200	368,100	3,536,400	294,700
10	6,387,600	532,300	4,983,600	415,300	4,449,600	370,800	3,600,000	300,000
11	6,445,200	537,100	5,008,800	417,400	4,479,600	373,300	3,660,000	305,000
12	6,498,000	541,500	5,036,400	419,700	4,507,200	375,600	3,715,200	309,600
13	6,536,400	544,700	5,060,400	421,700	4,537,200	378,100	3,765,600	313,800
14	6,571,200	547,600	5,085,600	423,800	4,568,400	380,700	3,813,600	317,800
15	6,604,800	550,400	5,110,800	425,900	4,599,600	383,300	3,860,400	321,700
16	6,633,600	552,800	5,137,200	428,100	4,630,800	385,900	3,906,000	325,500
17	6,657,600	554,800	5,163,600	430,300	4,660,800	388,400	3,950,400	329,200
18			5,192,400	432,700	4,688,400	390,700	3,996,000	333,000
19			5,211,600	434,300	4,716,000	393,000	4,030,800	335,900
20			5,232,000	436,000	4,742,400	395,200	4,057,200	338,100
21			5,252,400	437,700	4,770,000	397,500	4,069,200	339,100
22			5,272,800	439,400	4,797,600	399,800	4,078,800	339,900
23			5,292,000	441,000	4,821,600	401,800	4,092,000	341,000
24			5,314,800	442,900	4,844,400	403,700	4,102,800	341,900
25			5,336,400	444,700	4,875,600	406,300	4,112,400	342,700
26			5,359,200	446,600	4,909,200	409,100	4,122,000	343,500
27			5,383,200	448,600	4,930,800	410,900	4,131,600	344,300
28			5,406,000	450,500	4,956,000	413,000	4,141,200	345,100
29			5,427,600	452,300	4,976,400	414,700	4,150,800	345,900
30			5,450,400	454,200	4,994,400	416,200	4,160,400	346,700
31			5,464,800	455,400	5,013,600	417,800	4,170,000	347,500
32			5,479,200	456,600	5,030,400	419,200	4,179,600	348,300
33			5,496,000	458,000	5,043,600	420,300	4,189,200	349,100
34			5,506,800	458,900	5,053,200	421,100	4,198,800	349,900
35			5,516,400	459,700	5,061,600	421,800	4,209,600	350,800
36			5,524,800	460,400	5,070,000	422,500	4,219,200	351,600
37			5,533,200	461,100	5,078,400	423,200	4,228,800	352,400
38			5,541,600	461,800	5,088,000	424,000	4,238,400	353,200
39			5,550,000	462,500	5,095,200	424,600	4,249,200	354,100
40			5,557,200	463,100	5,103,600	425,300	4,261,200	355,100
41			5,565,600	463,800	5,112,000	426,000	4,275,600	356,300
42			5,572,800	464,400	5,119,200	426,600	4,292,400	357,700
43			5,576,400	464,700	5,126,400	427,200	4,306,800	358,900
44					5,133,600	427,800	4,321,200	360,100
45					5,140,800	428,400	4,332,000	361,000
46					5,148,000	429,000	4,341,600	361,800
47					5,155,200	429,600	4,351,200	362,600
48					5,162,400	430,200	4,362,000	363,500
49					5,169,600	430,800	4,375,200	364,600
50					5,176,800	431,400	4,386,000	365,500
51					5,184,000	432,000	4,396,800	366,400
52					5,191,200	432,600	4,405,200	367,100
53					5,193,600	432,800	4,416,000	368,000
54							4,428,000	369,000
55							4,438,800	369,900
56							4,448,400	370,700
57							4,458,000	371,500
58							4,467,600	372,300
59							4,477,200	373,100
60							4,486,800	373,900
61							4,495,200	374,600
62							4,504,800	375,400
63							4,515,600	376,300
64							4,526,400	377,200
65							4,537,200	378,100
66							4,549,200	379,100
67							4,561,200	380,100
68							4,573,200	381,100
69							4,585,200	382,100
70							4,597,200	383,100
71							4,603,200	383,600

別表第2（第7条関係）

職位	教授	准教授、講師、助教	
		55歳以下の者	55歳を超える者
評価区分（評価内容）	反映基準	反映基準	反映基準
S S（特に極めて良好）	3号俸以上上位	6号俸以上上位	2号俸以上上位
S（極めて良好）	2号俸上位	5号俸上位	1号俸上位
A（特に良好）	1号俸上位	3号俸上位	1号俸上位
B（良好・標準）	改定しない	2号俸上位	改定しない
C（良好でない）	改定しない	改定しない	改定しない
D（特に良好でない）	1号俸下位	1号俸下位	1号俸下位

別表第3（第11条関係）

業績評価区分（評価内容）	反映率
S S S（特に極めて優秀）	$\frac{150}{100}$ 以上
S S（極めて優秀）	$\frac{140}{100}$
S（特に優秀）	$\frac{120}{100}$
A（優秀）	$\frac{110}{100}$
B（良好・標準）	$\frac{100}{100}$
C（良好でない）	$\frac{95}{100}$ 以下
懲戒処分以外の措置を受けた者 若しくは勤務成績の不良の者	$\frac{90}{100}$ 以下
懲戒処分を受けた者	$\frac{70}{100}$ 以下

別紙様式1（第18条関係）

同 意 書

令和 年 月 日

岩手大学長 殿

所属・職位

氏名

印

私は、国立大学法人岩手大学令和2年型年俸制適用職員給与規則の適用を受けることに同意いたします。